

第5号議案

令和6年度東大和市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度東大和市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 計画人口	74,800 人
(2) 年間総汚水量	11,880,750 立方メートル
(3) 一日平均汚水量	32,550 立方メートル
(4) 主な建設改良事業	
ア 下水道管路整備事業	
(ア) 公共下水道雨水整備事業	20,000 千円
(イ) 都市計画道路3・2・4号線整備事業	175,000 千円
イ 下水道管路改良事業	
(ア) 公共下水道ストックマネジメント事業	98,500 千円
(イ) 下水道マンホールポンプ改築事業	6,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	1,616,021 千円
第1項 営業収益	1,312,455 千円
第2項 営業外収益	303,566 千円

支出

第1款 下水道事業費用	1,552,250 千円
第1項 営業費用	1,465,524 千円
第2項 営業外費用	85,226 千円
第4項 予備費	1,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,453千円は、当年度分損益勘定留保資金505,453千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	889,692 千円
第1項 企業債	743,300 千円
第4項 他会計補助金	121,388 千円
第5項 国庫補助金	19,200 千円
第6項 都補助金	1,816 千円
第7項 受益者負担金	2,287 千円
第11項 その他資本的収入	1,701 千円

支出

第1款 資本的支出	1,395,145 千円
第1項 建設改良費	731,460 千円
第3項 企業債償還金	660,683 千円
第5項 積立金	2 千円
第6項 その他資本的支出	1,500 千円
第7項 予備費	1,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道雨水整備事業詳細設計等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	千円 126,450

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業	千円 297,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 なお、その他については、借入先の定める融通条件に従う。
流域下水道事業	318,800			
資本費平準化	126,800			
計	743,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(2) 建設改良費と企業償還金との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 75,719千円

(他会計からの補助金)

第10条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、111,302千円である。

令和6年2月21日

提出者

東大和市長 和地 仁美